給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第３６号

宮城県黒川郡富谷町成田４丁目21番地１

再生債務者　日下　春光

１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年１月22日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成22年３月２日まで

平成22年２月９日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第３１号

札幌市清田区北野３条５丁目３番９号　コーポヒトー203号

再生債務者　西平　尚盟

１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月５日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成22年３月９日まで

平成22年２月９日

札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第２２号

埼玉県川口市西川口２丁目１番８―502号

ライオンズプラザ西川口

再生債務者　坂東　和佳

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成22年２月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年２月８日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第１０１３５号

神奈川県横浜市戸塚区品濃町517―１―505

再生債務者　今野　　岳

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成22年２月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年２月８日

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第９号

川崎市川崎区堀之内町１番地16　パールシティ川崎504

再生債務者　佐藤　健一

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成22年２月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年２月９日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（再ロ）第７号

宮城県白石市大平森合字鹿ノ前43番地２

再生債務者　松浦富士男

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成22年２月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年２月９日

仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（再ロ）第１９号

山形市すげさわの丘３番地７

再生債務者　森井　裕二

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成22年２月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年２月９日　　山形地方裁判所民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 22 年２月 18 日　　茨城県教育委員会

１　失効した免許状

氏名、本籍地　立原　良美、茨城県

免許状の種類、授与権者、授与年月日

⑴　中学校教諭一級普通免許状（理科）、福島県教育委員会、昭和49年３月16日

⑵　高等学校教諭二級普通免許状（理科）、福島県教育委員会、昭和49年３月16日

⑶　高等学校教諭専修免許状、茨城県教育委員会、平成６年１月31日

２　失効年月日　平成22年１月31日

３　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第３項の規定により、次の免許状を取上げ処分とした。

平成 22 年２月 18 日　　茨城県教育委員会

１　取上げ処分とした免許状

氏名、本籍地　横山　正巳、茨城県

免許状の種類、授与権者、授与年月日

⑴　小学校教諭一級普通免許状、茨城県教育委員会、平成元年３月23日

⑵　中学校教諭一級普通免許状（社会）、茨城県教育委員会、平成元年３月23日

⑶　中学校教諭二級普通免許状（保健体育）、茨城県教育委員会、平成元年３月23日

⑷　高等学校教諭二級普通免許状（社会）、茨城県教育委員会、平成元年３月23日

２　取上げ処分の効力が発生した日

平成22年２月６日

３　取上げ処分の事由

教育職員免許法第11条第３項該当

吸収合併公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年四月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十二年二月十日に終了しており、乙は会社法第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しておりますす。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十月二十日

掲載頁　一一〇頁（号外第二三三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十月二十日

掲載頁　一一〇頁（号外第二三三号）

平成二十二年二月十八日

北海道江別市工栄町二七番地の一〇

（甲）太陽生コン株式会社

代表取締役　菊池　公克

北海道樺戸郡月形町一〇一一番地の五七

（乙）月形生コンクリート工業株式会社

代表取締役　大釜　紀夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年一月十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年七月二十四日

掲載頁　一一〇頁（号外第一五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年七月二十四日

掲載頁　一一〇頁（号外第一五号）

平成二十一年二月十八日

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーN館一八階

（甲）東洋船舶株式会社

代表取締役　村上　雄二

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーN館一八階

（乙）東洋機器株式会社

代表取締役　貝屋　秀樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.emachu.co.jp/group_plywood_kessan.htm

（乙）http://www.emachu.co.jp/group_mokuzai_kessan.htm

平成二十一年二月十八日

東京都中央区晴海三丁目三番三号

（甲）江間忠合板株式会社

代表取締役　江間　壮一

東京都中央区晴海三丁目三番三号

（乙）江間忠木材株式会社

代表取締役　伊藤　泰彦